

大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）
（案）

平成 29 年 4 月

大 阪 府

目 次

1		
2		
3	1. 計画策定の目的と背景	
4	(1) 背景	1
5	(2) 目的	1
6	2. 管理すべき鳥獣の種類	1
7	3. 計画の期間	1
8	4. 管理が行われるべき区域	1
9	5. 生息の現状	
10	(1) 生息環境	2
11	(2) 生息動向及び捕獲状況	3
12	(3) 被害及び被害防除状況	7
13	(4) その他	9
14	6. 管理の目標	
15	(1) 大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）の評価	10
16	(2) 管理目標	11
17	(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方	11
18	7. 数の調整に関する事項	
19	(1) 捕獲数の設置	11
20	(2) 有害鳥獣捕獲の推進	11
21	(3) 狩猟の捕獲制限緩和	11
22	(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施	11
23	8. 生息環境の管理に関する事項	11
24	9. 被害防除対策	12
25	10. その他、管理のために必要な事項	
26	(1) モニタリング等の調査研究	12
27	(2) 計画の実施体制	14
28	(3) その他	14
29		
30		
31		

1 1. 計画策定の目的と背景

2 (1) 背景

3 大阪府は、西は大阪湾に面し、北から南は府域面積の約3割を占める北摂、金剛生駒、和
4 泉葛城の三山系の森林に囲まれ、中央部には大阪平野が広がっている。平野の北東部を淀川
5 が、中央部を大和川がそれぞれ貫流しており、都市化が進んだとはいえ、森林、平野、河川
6 から海に至る多様な自然環境を有し、33種のほ乳類と365種の鳥類の生息が確認（大阪府野
7 生生物目録2000.3）されている。それらの生きものは互いに密接に関係しあいながら、自然
8 環境そのものを構成している。

9 大阪府はこの豊かな自然環境の恩恵を受けながら発展してきたが、都市化の進展や生活様
10 式の変化は自然環境に大きな影響を与え、野生鳥獣の中には、生息域の減少等により絶滅を
11 危惧されるものが見られる一方、生息数の著しい増加や生息地の拡大により、顕著な
12 農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣や自然生態系の攪乱を引き起こし
13 ている鳥獣も見られる。

14 府内においては、イノシシによる農作物等の被害が発生し、最近では、市街地への出没によ
15 る人身事故も発生している。被害の大きい市町村では、捕獲や侵入防止柵の設置等による防
16 除を行っているが、被害は依然として発生しており、より効果的な対策が求められている。

17 このように、イノシシは農作物等に被害を与える害獣であるが、一方で古くから日本に生
18 息し、生態系を構成する要素として重要な役割を果たしており、貴重な狩猟資源でもある。

19 大阪府では、被害対策を進めるため、「大阪府イノシシ保護管理計画」（第1期、第2期）
20 を策定した。また、平成27年5月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に
21 伴い、第2期計画を改正し、名称を大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第2期）とし、市
22 町村や農協、猟友会等関係団体と連携して科学的・計画的な対策を進めてきた。その結果、
23 被害はピーク時と比べると減少傾向にあるが、依然として被害が深刻であると感じている農
24 家がある。

25 (2) 目的

26 農林水産業の健全な発展又は生活環境の保全、生物多様性の確保を図るため、大阪府イノ
27 シシ第二種鳥獣管理計画（第3期）を策定し、イノシシの捕獲や侵入防止柵の設置等の被害
28 対策を総合的に推進し、人とイノシシの永続的な共存を図る。

30 2. 管理すべき鳥獣の種類

31 本計画の対象とする鳥獣は、大阪府域に生息するイノシシとする。

33 3. 計画の期間

34 平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

36 4. 管理が行われるべき区域

37 本計画の対象地域は、大阪府全域とする。

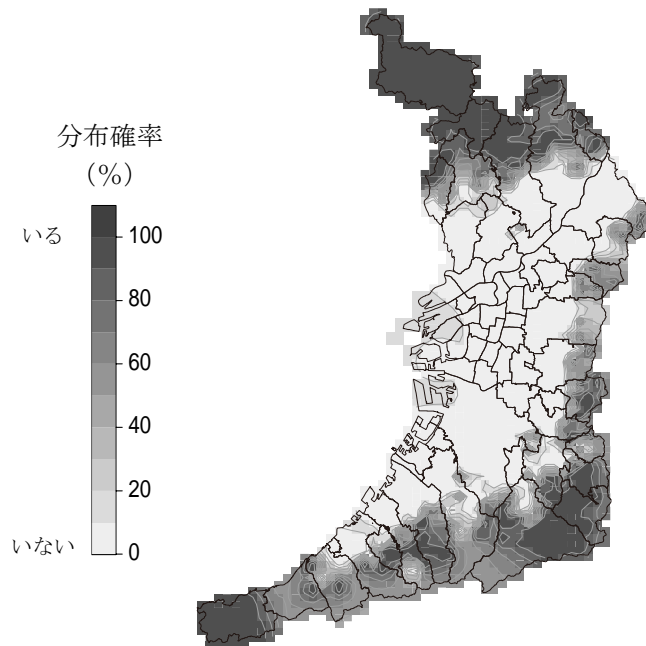


図1 分布域 (H24～H27 年度)

5. 生息の現状

(1) 生息環境

① 地形・気候

大阪府の面積は約 189,300ha であり、その大部分は平野・台地と低い丘陵である。この大阪平野（台地及び丘陵を含む）は、北は北摂山系、東は南北に連なる生駒・金剛山系、南は東西に走る和泉山系によって三方を囲まれ、西は大阪湾にのぞんでいる。東の生駒・金剛山系は大阪府と奈良県、南の和泉山系の稜線は大阪府と和歌山県との境界となっている。

大阪平野をとり囲む周辺山系は、淀川と大和川とによって分断されており、この 2 河川が大阪の主要な水系である。

気候は、一般的に温暖で晴天の多い瀬戸内式気候である。平年の平均気温は 16.9℃、降水量は 1,279mm である（大阪管区気象台 大阪府の気象 平成 27 年年報）。

② 森林

府域の、地域森林計画対象の民有林面積は 54,504ha であり、これを森林区分別にみると、人工林が 26,923ha、天然林が 25,869ha、その他竹林等が 1,712ha、国有林面積は 1,095ha となっており、森林面積は府域面積の 29%にあたる（平成 28 年みどり推進室調）。

③ 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、自然公園等

鳥獣保護区特別保護地区については 1 箇所、70ha を指定している。鳥獣保護区については、野生鳥獣の保護上重要な周辺山系の森林を 18 箇所、12,914ha（府域面積の 6.8%）指定している。特に、大阪府中部の生駒山系では、山地の大部分を鳥獣保護区に指定している。

特定猟具使用禁止区域（銃器）については、75 箇所、121,222ha を指定している。

自然公園については、20,038ha（国定公園 16,497ha、府立自然公園 3,541ha）を指定している（平成 28 年 8 月末現在）。

④ 耕作地、耕作放棄地及び竹林

耕作放棄地や竹林は、イノシシに好適な生息地を提供し、里地での被害発生の一因とな

1 っている。農林業センサスによると、府域には1,671haの耕作放棄地が存在している。

2 また、大阪府で策定している放置森林対策行動計画によると、タケノコや竹材の採取が
3 行われず過密になり、隣接する森林に拡大しているいわゆる「放置竹林」は約2,700ha存
4 在している。

5 このような耕作放棄地や放置竹林の拡大がイノシシ被害増大の要因の一つになっている
6 と推測される。

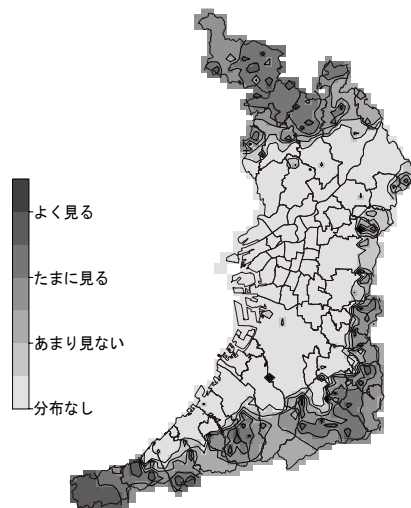
8 (2) 生息動向及び捕獲状況

9 ① 生息動向

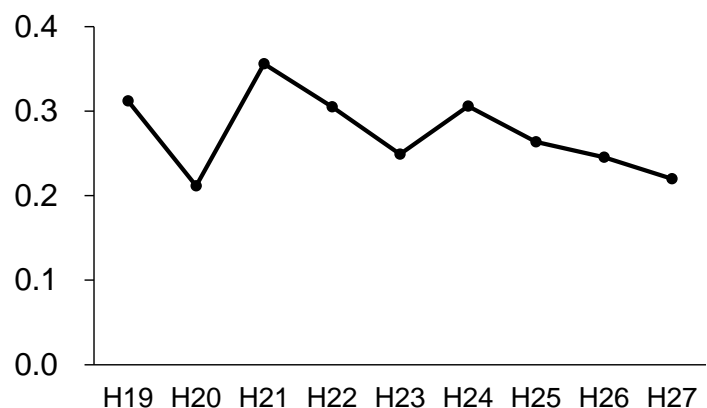
10 府域のイノシシは、淀川を境として、主に北摂の山地に生息する北部と、金剛生駒・和泉
11 葛城山系の山地に生息する中・南部の2つに分布域が分かれる(図1)。

12 北部では、高槻市、茨木市、箕面市、池田市、豊能町にかけて多く出没し、中・南部では、
13 四條畷市以南の生駒山系から大和川を挟み、金剛、岩湧、和泉葛城山系沿いに岬町まで広範
14 囲に出没している。(図2)

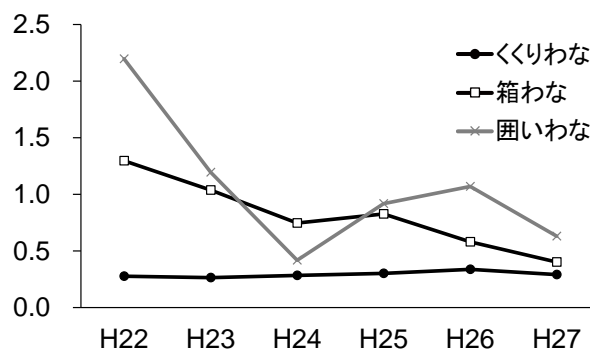
15 狩猟者から協力を得て実施している出猟カレンダー調査によると、銃猟による目撃効率は、
16 一定範囲で変動しつつも平成24年度以降はやや減少傾向となっている(図3)。また、わな
17 による捕獲効率は、くくりわなではほぼ一定、箱わなでは減少傾向となっている(図4)。こ
18 れらの結果から、近年の生息密度は、ほぼ一定からやや減少傾向にあるものと考えられる



34 図2 出没頻度(H24~27年度)の分布



35 図3 銃猟目撃効率の推移(頭/人・日)



36 図4 わな猟捕獲効率の推移(頭/100台・日)

② 捕獲状況

狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲数は、昭和 54 年度までは狩猟による捕獲がほとんどで、年間 400 頭程度で推移していたが、昭和 59 年度には 200 頭以下まで減少した。

その後、イノシシの生息数の増加や生息区域の拡大に伴い、捕獲数は平成 3 年に増加に転じ、農業被害が拡大した平成 7 年度以降急増し、平成 22 年度には 3,711 頭となっている。

捕獲の内訳は、平成 7 年度までは有害鳥獣捕獲数は全捕獲数の 1 割程度であったが、その後徐々に増加し、平成 21 年度には有害鳥獣捕獲が狩猟による捕獲を逆転した。

平成 27 年度には有害鳥獣捕獲が 1,603 頭、狩猟による捕獲が 828 頭となっており、有害鳥獣捕獲は全体の 65% を占めている (図 5)。

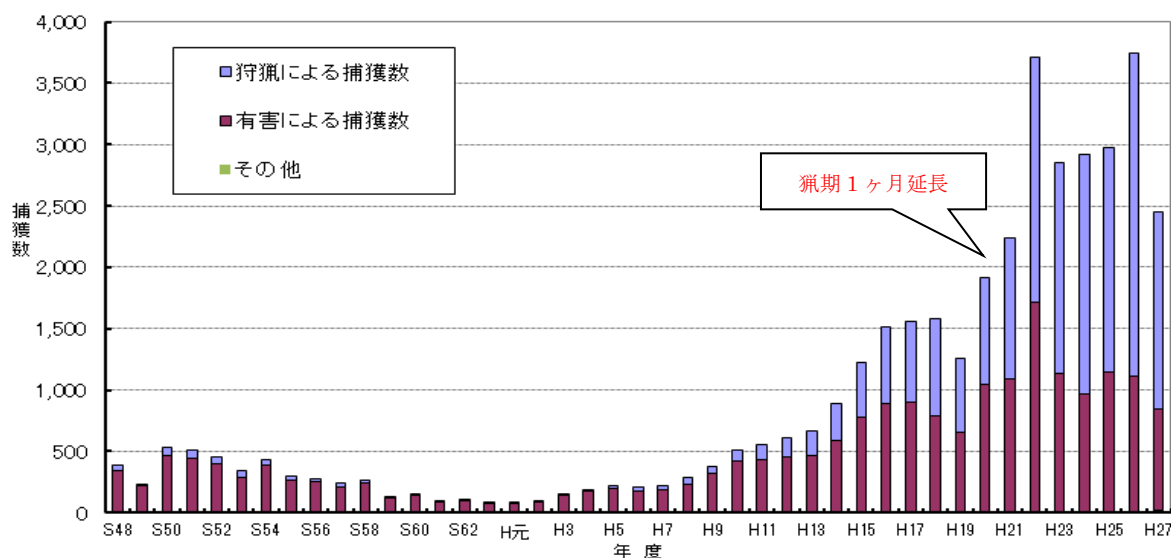
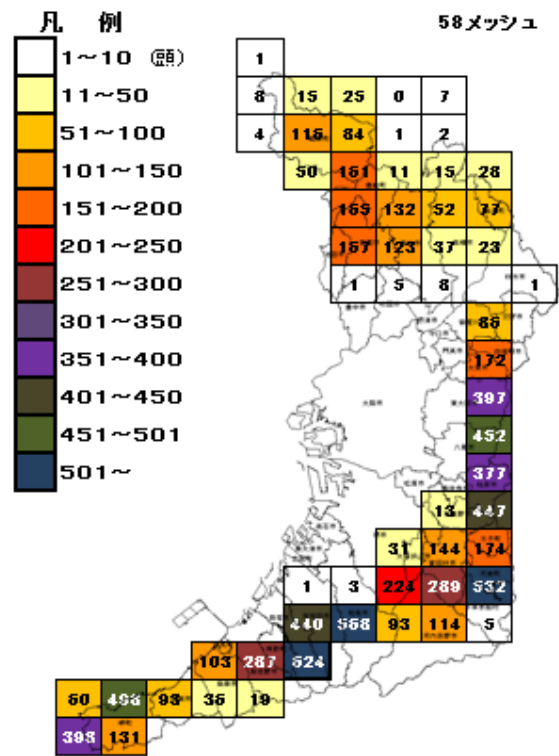
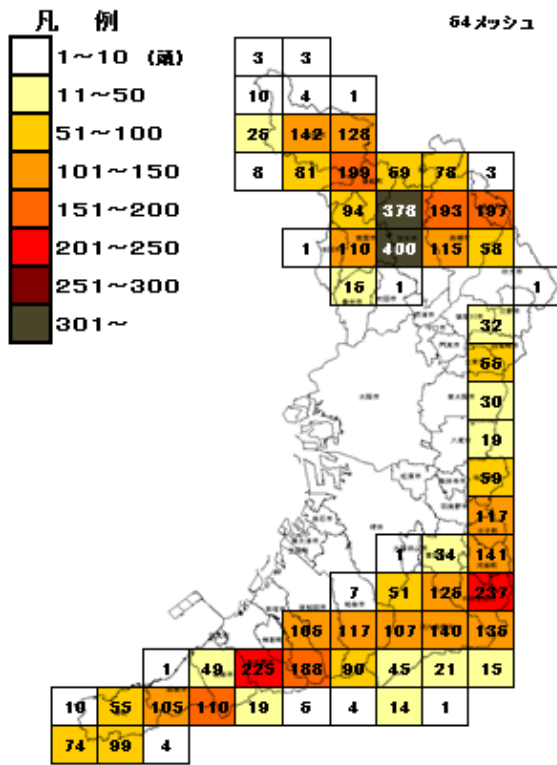


図 5 大阪府内における捕獲数の推移

地域別に見ると、北部は、狩猟による捕獲数が多い割に、有害鳥獣捕獲数は多くない。

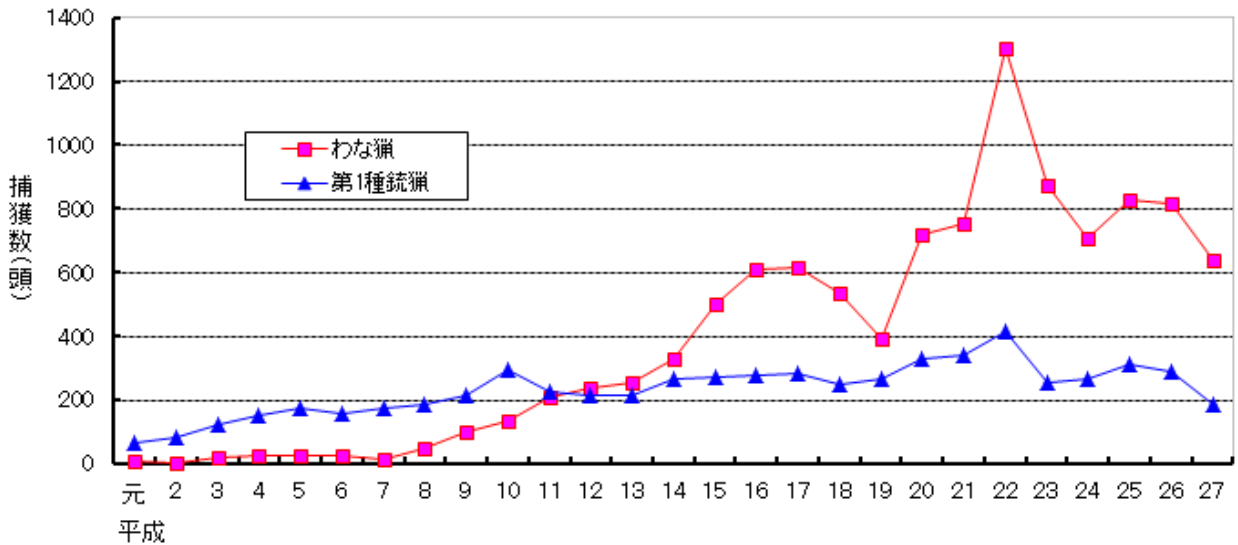
中・南部では、狩猟による捕獲数、有害鳥獣捕獲数ともに多いが、捕獲範囲も広範囲であり生息環境の良さと生息数の多さが伺える。また、中部の生駒山地では大部分が鳥獣保護区であり、狩猟による捕獲が規制されていることから、有害鳥獣捕獲による捕獲がほとんどである (図 6、7)。



1 4,980頭(メッシュ不明193頭除く)
 2 図6 狩猟による捕獲状況 (H23~27)

3 8,130頭(メッシュ不明5頭除く)
 4 図7 有害鳥獣捕獲状況 (H23~26)

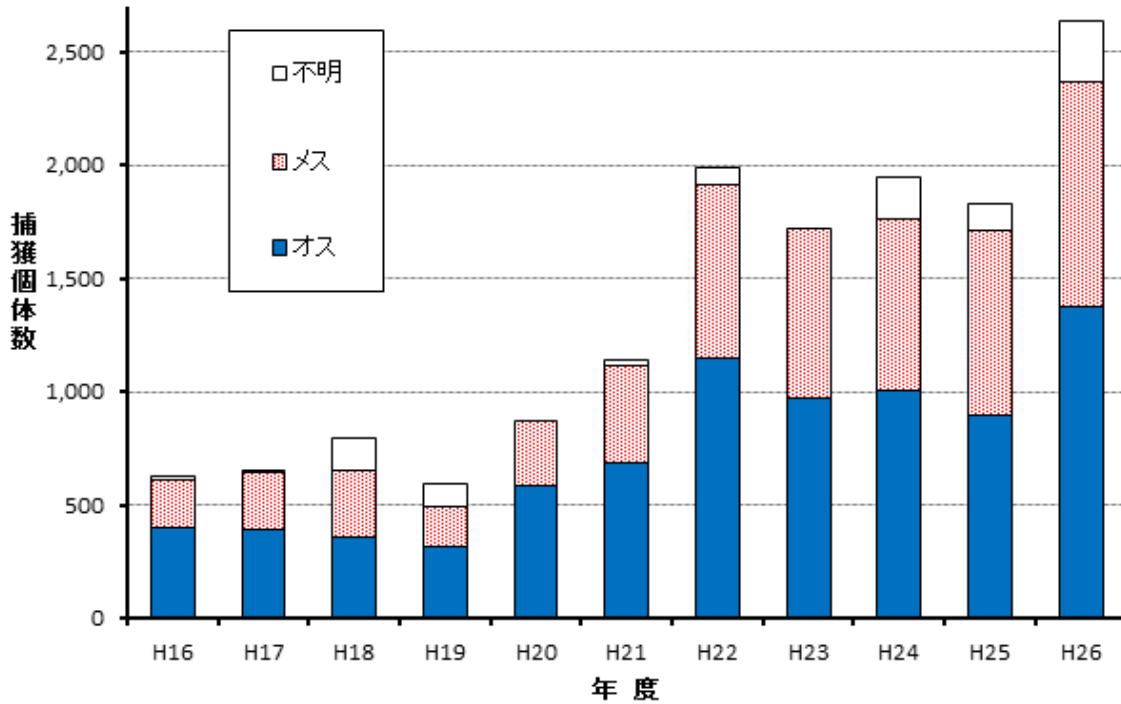
5 狩猟における手法別の捕獲数を見ると、平成12年度以降、「わな猟」による捕獲数が、「第
 6 一種銃猟」による捕獲数を上回っており、平成27年度には、「わな猟」による捕獲が829頭、
 7 「第一種銃猟」による捕獲が187頭となっており、「わな猟」による捕獲が全体の77%を占
 めている(図8)。



8 図8 大阪府内における狩猟による手法別捕獲数の推移
 9
 10
 11
 12

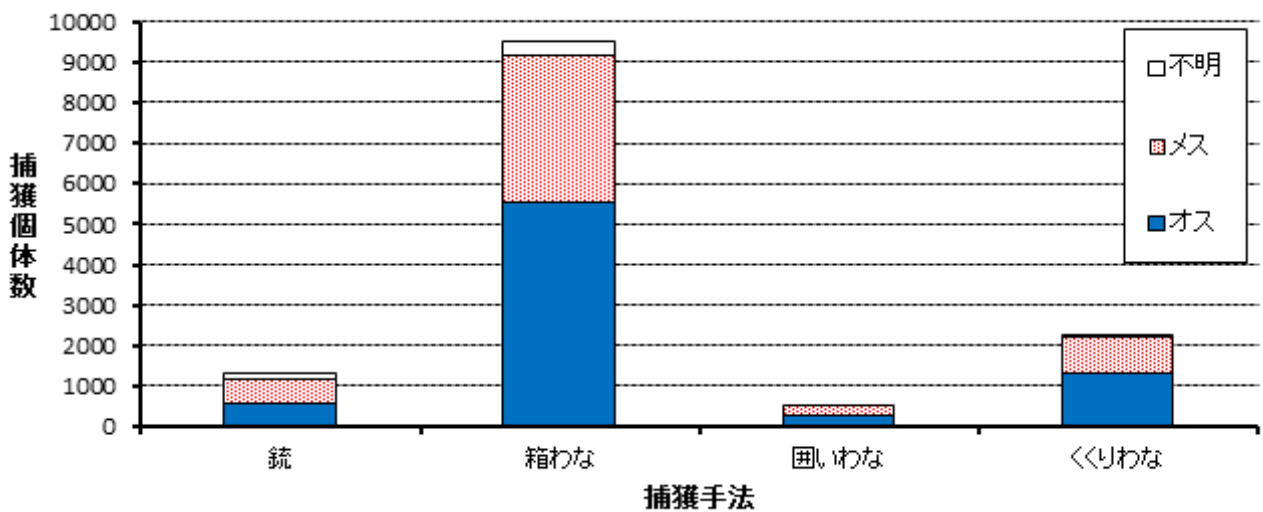
- 1 有害鳥獣捕獲による捕獲個体の雄雌比では、
- 2 平成 20 年度 オス 585 頭：メス 284 頭
- 3 平成 22 年度 オス 1,151 頭：メス 766 頭（不明 75 頭を除く）
- 4 平成 25 年度 オス 894 頭：メス 823 頭（不明 113 頭除く）
- 5 平成 26 年度 オス 1379 頭：メス 991 頭（不明 265 頭除く）

6 であり、全体にオスの割合が高くなっている（図 9）。また、捕獲手法では、「箱わな」が主
 7 要な捕獲手法となっている。「箱わな」による捕獲は、「銃」「囲いわな」「くくりわな」による
 8 捕獲に比べ、メスの捕獲の割合が低くなっている（図 10）。



9
10

図 9 平成 16 年から 26 年の有害鳥獣捕獲個体の雌雄比の推移



11
12
13
14
15

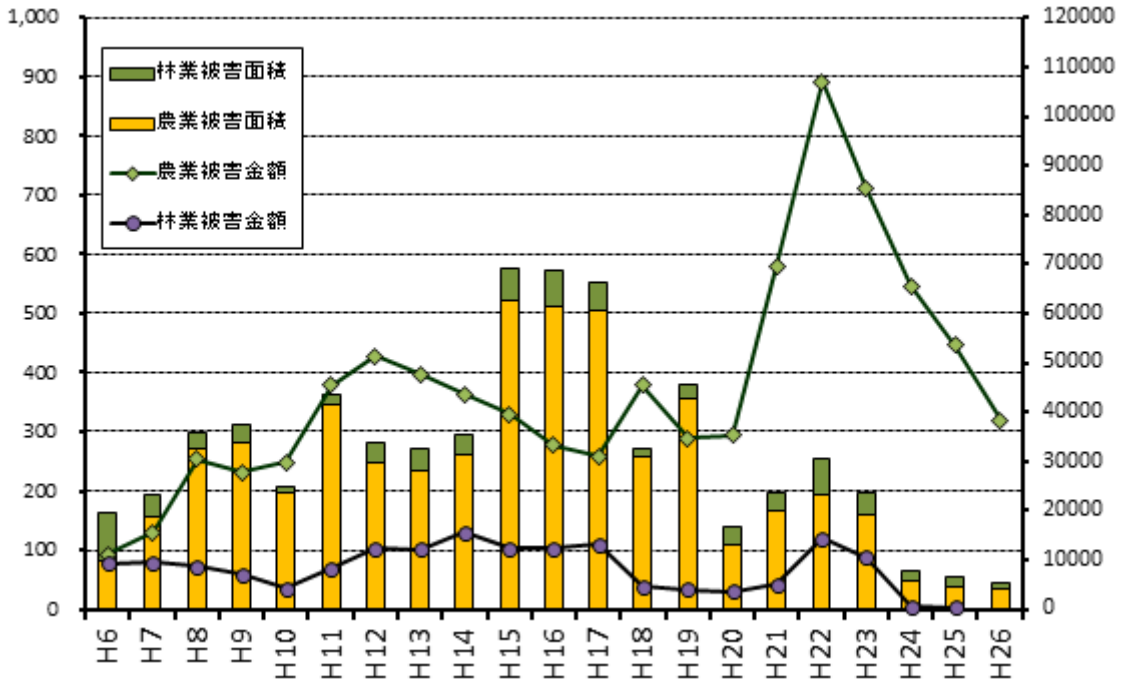
図 10 平成 16 年から 26 年の有害鳥獣捕獲個体の手法別雌雄比

1 (3) 被害及び被害防除状況

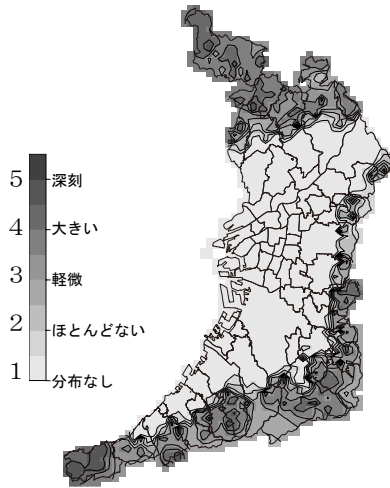
2 ① 被害状況

3 i) 農林業被害

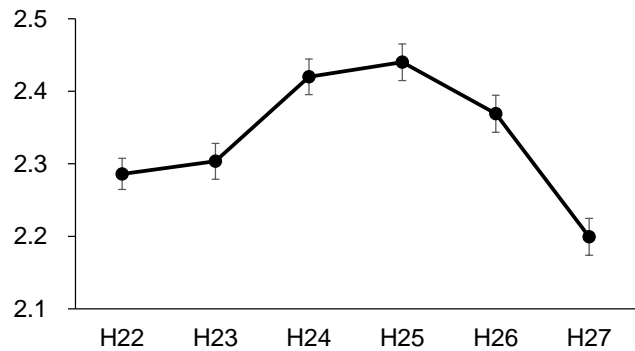
4 平成 26 年度のイノシシによる農林業被害は、被害金額が約 38,628 千円、被害面積が約
 5 44ha と近年減少傾向にあるものの、依然高い水準である (図 11)。また、(地独)大阪府立
 6 環境農林水産総合研究所が毎年実施している農業被害アンケート調査の結果においても農
 7 業被害が大きいと感じている人は減少傾向を示している (図 12、図 13)。



8 図 11 農林業被害の推移



9 図 12 農業被害強度 (H24~H27) の分布



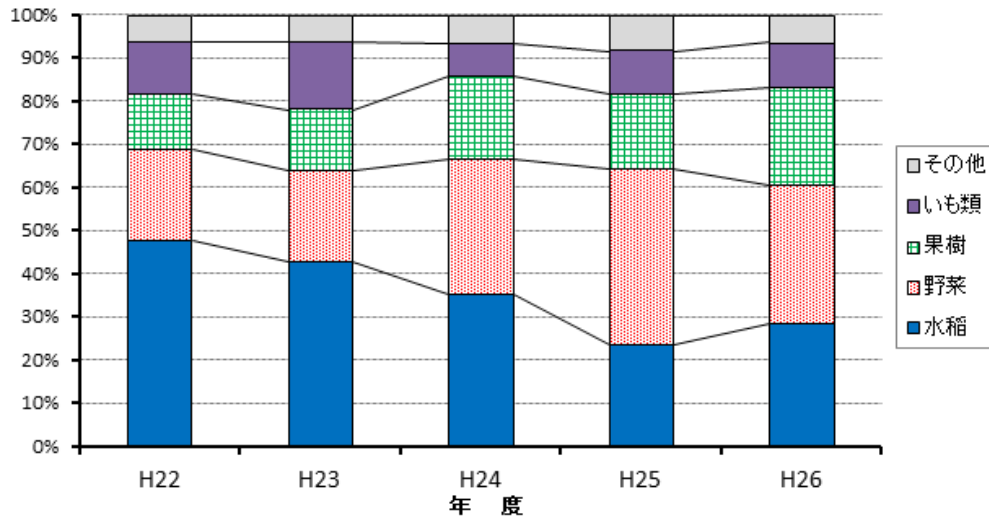
10 図 13 農業被害強度の推移

11 農林業被害の大部分は農業被害であり、その代表的な被害作物は水稻、イモ類、その他
 12 多種の野菜類や果物である (図 14)。被害の形態は、食害の他、踏み荒らしであり、6月か
 13 ら 12月にかけての作付け期から収穫時期まで長期にわたって発生するため、農業経営意欲
 14 への影響も大きい。

15 また、林業被害は農業被害に比べると少ないが、そのほとんどがタケノコである。

16 管理されている竹林では、トタン柵等の防除対策の努力もされているが、放置されてい

1 る竹林ではほとんど対策をされていないため、竹林の管理促進と合わせ、防除対策の実施
 2 が課題である。



3
4 図 14 農業被害の種類（被害金額内訳）の推移

5
6 ii) 人身被害

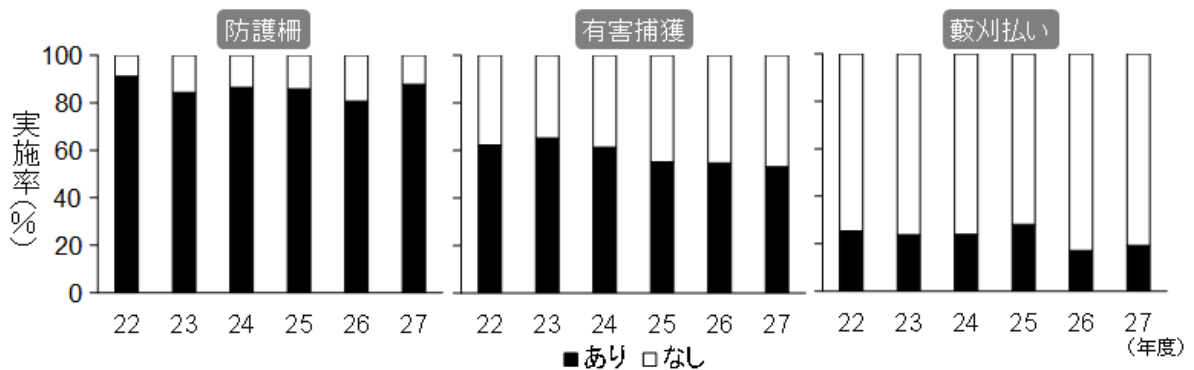
7 近年、市街地にイノシシが出没するケースが発生している。平成 25 年度には 2 件の人
 8 身事故が発生し、計 2 名の方が負傷している。

9 ② 被害防除の実施状況

10 被害防除としては、個々の農家が自己の所有地の周囲を電気柵、ワイヤーメッシュ柵、
 11 トタンなどで囲んで防除に努めるとともに、有害捕獲や一部で藪払いを実施している（図
 12 15）。しかし、地域ぐるみで集落全体を囲むなど効果的・効率的な取り組みを実施している
 13 地域はごく一部である。

14 府内各市町村では、独自の補助事業として、農家がトタン柵や金網柵を設置する際の現
 15 物支給や材料費に対する補助等を実施しているところもあるが、これまでの防除の取り組
 16 みは農家の個人対応で実施しており防除実績は十分把握できていない。

17 被害防除は地域ぐるみで行うことが有効であるため、大阪府では平成 18 年度から、農業
 18 者等が地区協議会を組織し、3 戸以上の農家が協力して 2ha 以上の受益農地を対象に防護
 19 柵等の整備を行う際、整備費の一部を補助する農作物鳥獣被害防止対策事業を実施してい
 20 る。また、平成 20 年 2 月には「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別
 21 措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）」が施行され、被害防止計画を策定した市町村が
 22 被害対策の主体となるよう制度が整備された。また、法施行と併せて鳥獣被害防止総合
 23 対策事業により、市町村が総合的かつ効果的な対策を実施できるようになった（表 3）。



32
33 図 15 農家での対策の推移

1
2

表1 被害対策実施状況（実績）

計画期間		第1期計画						第2期計画			
事業名	事業内容	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
農作物鳥獣被害防止対策事業 （府単独補助事業）	実施市町村数	4市町	8市町	9市町	6市町	5市町	—	4市町	1市	3市町	3市町
	防護柵の設置(km)	6.6	16.0	34.5	18.5	25.0	—	22.9	4.5	6.4	5.7
鳥獣被害防止総合対策事業 （国庫補助事業）	実施市町村数			1市町	2市町	3市町	6市町	—	6市町	4市町	3市町
	防護柵の設置(km)			15.5	13.2	22.1	46.7	—	9.1	18.2	5.3

3

4 (4) その他

5 ① 隣接府県の特定計画の策定状況

6 隣接する府県（京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県）のすべてで、特定計画を策定してい
7 る。

8

9 ② 遺伝子調査の結果

10 大阪府内のイノシシについては一部地域においてイノブタであるとの情報があり、（地独）
11 大阪府立環境農林水産総合研究所が平成17年から21年にかけて遺伝子調査を実施した。

12 イノシシ106頭について調査を実施したが、全ての個体についてブタの遺伝子は全く確認
13 されなかった。

14

15 ③ 動物由来感染症調査の結果

16 平成17年から21年にかけて（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所によりイノシシの
17 E型肝炎の調査を実施した。結果は、150個体中12個体が陽性であり陽性率は8%であった。
18 一定の割合で陽性個体が存在することが明らかになったが、E型肝炎ウイルスは中心部まで
19 火が通るような加熱処理を行えば死滅するため、イノシシ肉の利用時には十分な加熱処理に
20 ついて周知徹底する必要がある。

21

22 ④ 狩猟者の動向

23 イノシシは大物狩猟獣として捕獲されてきた経緯がある。狩猟者は狩猟によりイノシシの
24 数を調整する役割を担うとともに、有害鳥獣捕獲の従事者として重要な役割を果たしている。

25 しかし、近年、大阪府における狩猟者数はほぼ一定である。ただし、年齢構成を見ると、
26 高齢化しており、平成27年度では60才以上の占める割合が55%となっている（図16）。

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

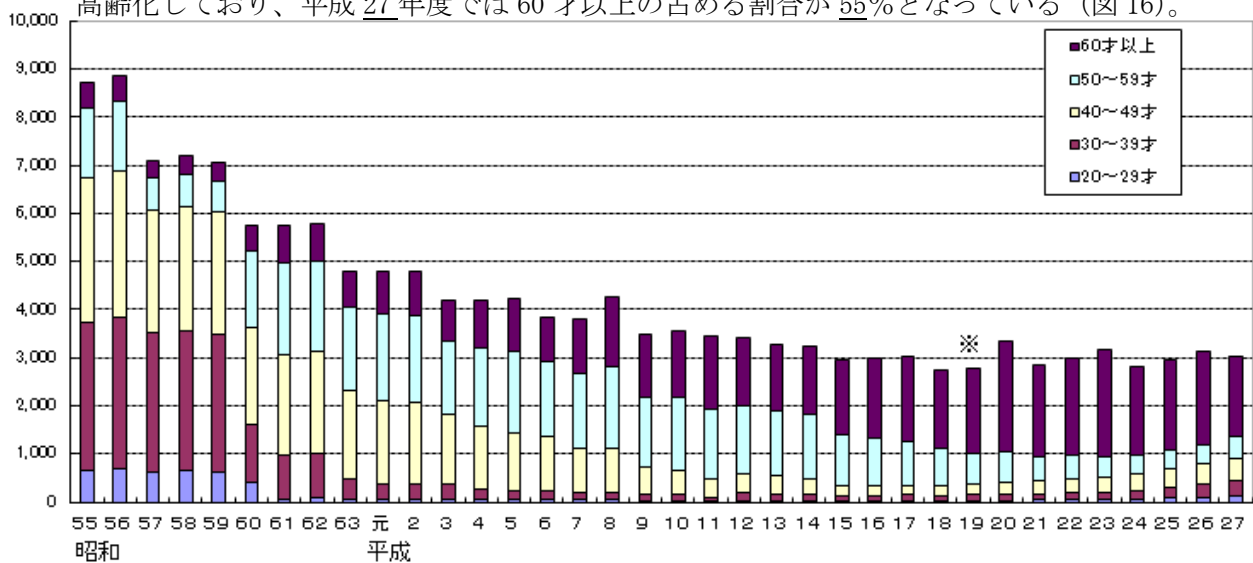
38

39

40

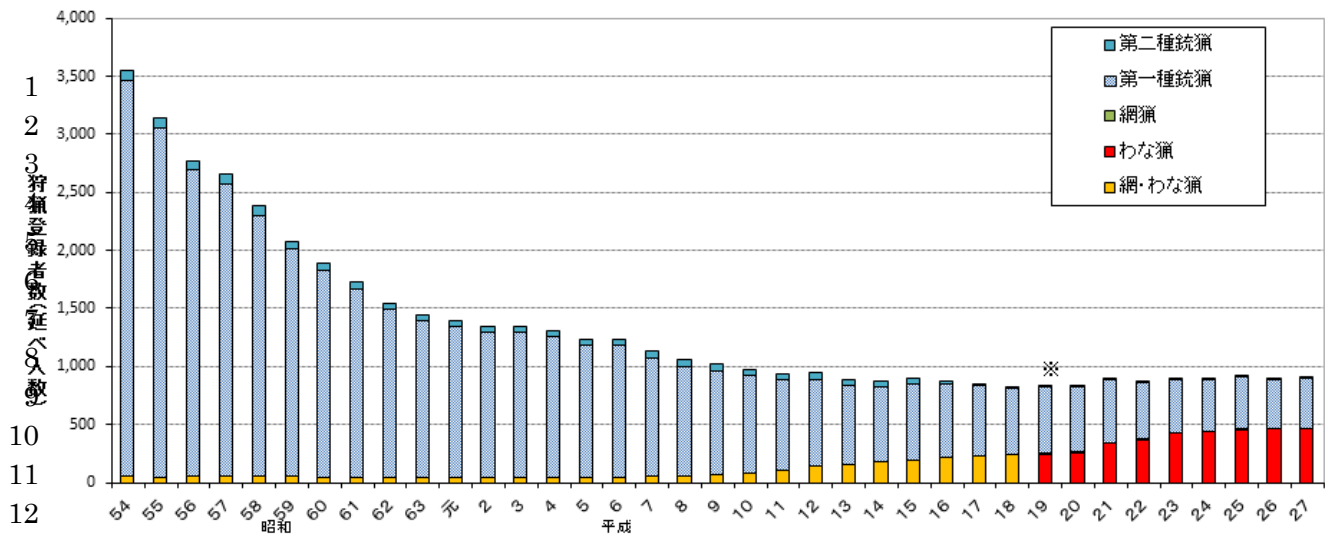
41

42



※平成19年4月1日に【鳥獣法】が改正され、【網・わな捕免許】は、【網捕免許】と【わな捕免許】に分離。

図16 年齢別狩猟免許交付状況の推移



※平成19年4月16日に【鳥獣法】が改正され、【網・わな猟免許】は、【網猟免許】と【わな猟免許】に分離。

図17 狩猟免許の種類別狩猟登録者数（免許交付のうち、大阪府での狩猟登録をしている者）の推移

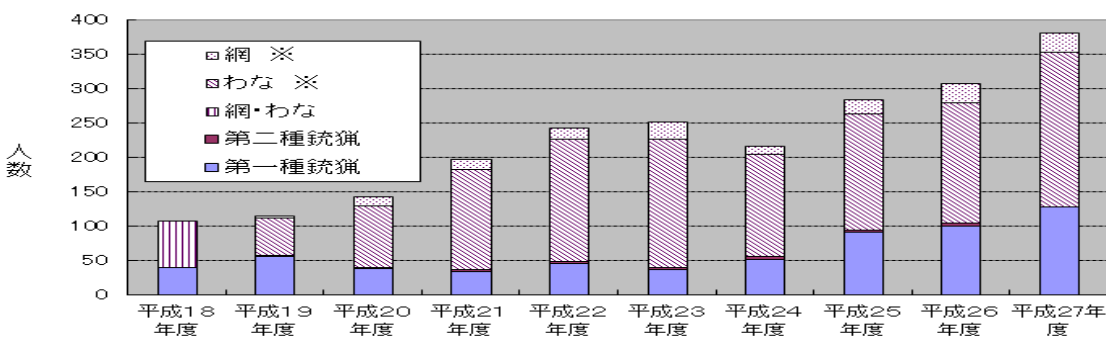
狩猟登録者を種類別に見るとわな猟免許の割合が増加傾向にあり（図17）、平成27年度は457名で全登録者の51%となっている。また、全捕獲数の84%にあたる、2,494頭をわな猟で捕獲している。

大阪府では、イノシシ猟はわな猟によるものが多くなっているが、有害鳥獣捕獲における捕獲隊の編成やわな猟での止めさし等、銃猟免許所持者に対する要請は多く、ベテランの狩猟者が年々高齢化していく中、銃猟免許所持者の人員確保が難しくなっている。

一方、大阪府では、高齢化に伴う狩猟者の減少に対処するため平成20年度から狩猟免許試験を年2回に増加した。さらに平成28年度からは3回にし、平日、休日及び農閑期に実施し、平日に受験が困難な若者や農繁期に受験が困難な農家の方などに配慮し受験機会を広げ、狩猟免許の取得を促進図っており、免許所持者が増加している。（図16）。

狩猟免許後の技術向上については、狩猟者に対して狩猟免許更新講習時に関係法規や安全面の技術指導を行うとともに、府のホームページなどを通じて、環境省等主催の技術講習会の周知を行っている。

このため、わな免許を取得する農家が増加しており、平成27年度の狩猟免許合格者280名中、わな免許取得者は225名（59%）となっている（図18）。



※平成19年4月16日に【鳥獣法】が改正され、【網・わな猟免許】は、【網猟免許】と【わな猟免許】に分離。

図18 狩猟免許試験の合格者数

6 管理の目標

(1) 大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）の評価

第2期計画においては、平成19年度より実施している狩猟の延長を継続して行い、捕獲を推進してきた。

これらの取り組みにより、平成26年度の農林業被害は被害金額が38,628千円、被害面積が約44haとなり、第2期計画の目標であった被害金額が60,000千円、被害面積が約125haを達成できた。ただし、依然として被害が深刻であると感じている農家がみられる状況にある。ま

1 た、捕獲頭数は、平成 26 年度には目標である 3,700 頭以上の捕獲を達成したが、平成 27 年度
2 は 2,449 頭で目標を下回った。

3
4 (2) 管理目標

5 農家アンケートによると、イノシシの「銃猟での目撃効率」が 0.15 を上回ると、「農業被害
6 強度 4（被害が「大きい」と回答）」を越える地域が発生している。

7 第 3 期計画では、農業被害が深刻な地域である「農業被害強度 4 を越える地域」をなくすこ
8 とを目標とする。また、目標達成のために、「銃猟での目撃効率を 0.15(頭/人日)以下とする。

9
10 (3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

11 第 3 期計画ではモニタリング調査により密度の高い地域を明らかにし、その地域に強い捕
12 獲圧を加え、農林業被害の軽減に努める。

13 捕獲による個体数の低減を進めるために、狩猟の捕獲制限緩和を継続し、個体数増加に重
14 要な役割を果たすメスの捕獲を促進する。

15 また、鳥獣被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であるため、被害防除対策として防
16 護柵の設置・適切な管理、生息環境の管理として耕作放棄地の解消等、総合的な農林業被害
17 防止対策を実施する。

18
19 7. 数の調整に関する事項

20 (1) 年間捕獲数の設定

21 生息密度は、モニタリング調査によると、平成 24 年度以降ほぼ一定からやや減少傾向とな
22 っていることから目標を達成するために、現在の捕獲率以上の捕獲を継続して実施する必要が
23 ある。

24 よって、捕獲数の目安として、年間最低捕獲数を 3,100 頭（平成 25 年度から平成 27 年度
25 までの捕獲数の平均）と設定し、それ以上の捕獲に努める。

26 イノシシは各年により生息数の増減が大きく、捕獲状況は、生息数や森林内の餌の状況など
27 により大きな影響を受けるので、毎年のモニタリング調査の結果を踏まえ、必要に応じて最低
28 捕獲数の見直しを行う。

29
30 (2) 有害鳥獣捕獲の推進

31 本計画に基づき実施する有害鳥獣捕獲は、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整のため
32 の捕獲として取り扱い、計画的・効率的な捕獲を進める。また、平成 25 年度から有害捕獲活動
33 経費への支援（8 千円/頭）を実施している。

34
35 (3) 狩猟の捕獲制限緩和

36 狩猟期間については、11 月 15 日から翌年 2 月 15 日までの狩猟期間を翌年 3 月 15 日ま
37 でとする一ヶ月の延長措置を継続する。

38 また、くくりわなについては輪の直径が 12 センチメートル以内とする猟法で定められてい
39 る制限の解除を継続する。ただし、ツキノワグマの出没が確認された場合は、原則として「大
40 阪府ツキノワグマ出没対応方針」にしたがうものとする。

41
42 (4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

43 指定管理鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を達成するため、市町村が被害対
44 策として実施する捕獲事業に加え、生息密度がきわめて高い等の特定地域での個体数調整とし
45 て指定管理鳥獣捕獲等事業の実施が必要な場合に、府又は国の機関が実施することとし、実施
46 内容については別途定めるものとする。

1 8. 生息環境の管理に関する事項

2 イノシシは平地にも生息する生き物であり、里地に引きつけられやすい性質を持っている。
3 今後、人口減少社会が到来し、高齢化が急速に進むことで耕作放棄地や放置作物が増加する
4 ことが予測されることから、里地においては、イノシシによる農作物被害の軽減を図るため、
5 住民によるイノシシを里に寄せ付けない環境づくりを推進する。具体的には、市町村等関係機
6 関と連携し、圃場近くの山際の刈り払い、耕作放棄地・放棄された竹林等の整備によりイノシ
7 シを誘引する要素を除去し、人とイノシシの生息域との緩衝地帯の創造に努めるよう住民へ普
8 及啓発する。

9
10 9. 被害防除対策

11 捕獲による個体数管理のみの被害防止対策には限界があるため、生息環境の管理と合わせて、
12 農林業被害対策施設（防護柵等）による予防、里地での被害発生要因と言われている生ゴミや
13 未収穫作物の適切な管理による誘引防止策などにより総合的な被害対策を推進する。

14 農業被害対策施設（防護柵等）による防除方法は、圃場周辺の環境や、圃場の地形や規模、
15 作物の種類等によって最適な方法が異なる。そのため、費用対効果を考慮し、圃場の規模や作
16 物の種類などにあわせて適切な方法を選べるよう配慮した上で、電気柵、トタンとその他の資
17 材の併用など効果的な防除方法を普及・啓発する。また、大阪府内では小規模な圃場が多いこ
18 とから、効率化を図るため、補助事業を活用し集落ぐるみの防除（囲いの設置など）を推進す
19 る。電気柵では漏電防止対策を徹底する等、被害対策施設（囲い等）の維持管理には十分注意
20 するよう啓発するとともに、農業者への技術的指導を行う市町村等の人材に対する講習会を実
21 施するなど、育成に努める。

22 林業被害対策としては、タケノコ被害対策が中心となり、対策の必要な期間が集中するため、
23 管理竹林ではトタン板等での被害防止と併せた捕獲による防除が効果的である。放置されてい
24 る竹林では、竹林の管理を実施するよう啓発する。

25 防除方法は全国各地の研究機関等で開発が進められており、今後、新たに開発される効果的
26 な防除方法の情報収集に努める。

27 人身事故に繋がる市街地への突発的なイノシシの出没は、イノシシが市街地に隣接する藪
28 状の放置森林や耕作放棄地、河川・水路等を利用していると考えられるため、住宅地や集落周
29 辺の藪を解消し、河川・水路につながるけもの道をなくすよう刈り払い等を推進する。

30 また、出没時には市町村・警察・猟友会・府等関係者が連携し、捕獲や追い払い等必要な対
31 策が迅速に行えるように連絡体制の整備を進める。

32
33 10. その他管理のために必要な事項

34 (1) モニタリング等の調査研究

35 モニタリングは特定計画へのフィードバックのための資料を得るものであり、科学的・計
36 画的な管理に必要不可欠である。特に、イノシシの管理においては、様々な指標によって捕
37 獲圧を経年的に判断し、それを次の施策に反映させることがポイントとなる。モニタリング
38 項目は次の通りとする。

39
40 ① 被害状況の把握

41 被害作物の種類、被害発生時期、被害額、被害面積等の被害状況の把握については、市
42 町村ごとの報告にばらつきが出ないよう、モニタリングするとともに、適切な被害状況把握
43 手法について周知に努める。また、被害状況の増減とあわせて、被害対策の実施状況につい
44 ても把握して総合的に判断するよう努める。

45
46 ② 捕獲状況の把握

47 有害鳥獣捕獲及び狩猟による捕獲状況をモニタリングする。捕獲数(雌雄・成幼獣別数)、

1 捕獲場所、捕獲努力量、目撃数について、有害鳥獣捕獲実績報告書、狩猟者登録者を対象と
2 した出猟カレンダー等により把握する。なお、狩猟期間延長の効果として、出猟カレンダー
3 を活用し延長期間の捕獲状況を検証する。

4
5 ③ 被害状況並びに対策に関する意識調査

6 被害の程度を勘案するだけでなく、農林業者等、住民による自主的な被害対策の推進に
7 資するため、住民へのアンケート又は聞き取り調査により、イノシシ被害や被害対策につ
8 いての意識調査を行う。

9
10 ④ 計画の取りまとめ

11 被害状況、捕獲状況、捕獲個体情報等、毎年のモニタリングの総まとめと分析を行い、
12 計画実施後の効果の検証及び課題の抽出を行う。

13
14 (2) 計画の実施体制

15 ① 合意形成

16 本計画の実施にあたっては、行政と住民・関係者がお互いに連携を密にして合意形成を
17 図りながら、各施策を推進する。

18
19 ② 検討会の設置

20 大阪府（環境農林水産部動物愛護畜産課、みどり推進室、農政室、農と緑の総合事務所
21 及び（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所）、関係市町村、農林業団体、狩猟団体、自
22 然保護団体、学識経験者等による検討会を設置し、計画内容、管理目標、実行方法、進捗
23 状況等について検討・評価を行うとともに検討会メンバーによる本計画にかかわる総合的
24 な取組を推進する。

25
26 ③ 広域連絡調整

27 イノシシは広域に行き来することから、隣接する市町村や近接府県と連絡調整や情報交
28 換に努め、連携を図りながら被害対策を推進する。京都府、兵庫県と設置している南丹・
29 北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会など各市町村の広域的な取り組みを積極的に支援す
30 る。

31
32 ④ フィードバックシステムの推進

33 モニタリングの結果を踏まえ、計画の進捗状況を点検し年間実施計画の検討に反映させ
34 るとともに、管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継
35 続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行う。

36
37 ⑤ 狩猟者及び農林業者等への普及啓発

38 関係市町村、団体、府等による地区協議会の設置により、被害対策情報の交換・提供等
39 を行なうとともに、農林業者へは関係機関との連携により講習会等を実施し防除技術等の
40 普及指導の充実・促進に努める。

41 また、狩猟者に対しては、メスの狩猟が農林業の振興に寄与することについて普及啓発
42 に努めるとともに、府民に対しては、狩猟の社会的役割、イノシシによる人身被害を防ぐ
43 ために習性や適切な付き合い方について普及啓発を行う。

44 (3) その他

45 ① 資源としての利用の検討

46 地域の特産としてイノシシ肉を販売する等、捕獲個体の資源としての有効利用を推進す
47 るため、食肉やペットフード化などの先行事例を情報収集するとともに、関心をもつ市町

1 村へ情報提供や広域的な連携を想定した検討会の開催等を進める。

2 また、捕獲者がイノシシを処理し販売する場合には、食肉販売業や食肉処理業の許可や
3 食品衛生責任者の資格が必要となるため、国のマニュアル等を活用した普及啓発に努める。

4
5 ② 被害対策等の研究推進

6 イノシシの管理を発展させるため、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所など研究機
7 関と連携を図り、効果的な防除方法、簡易なモニタリング調査の実施手法の確立、密度と
8 被害強度との関係の解明(許容密度)等を進める。

9
10 ③ 動物由来感染症等への対応

11 管理を推進する上でイノシシとの接触が避けられないことから、E型肝炎等人への感染
12 の予防について普及啓発に努める。